

鳥取県公報

目次
◇ 條 例 鳥取県会常任委員会及び特別委員会條例中
改正條例

條 例

鳥取県会常任委員会及び特別委員会條例中改正條例をこ
こに公布する。

昭和二十七年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十九号

鳥取県会常任委員会及び特別委員会條例中

改正條例

第七條を次のように改める。

第七條 委員は地方自治法第百十八條の例により県会に

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

おいてこれを選任する。但し議長が県会に諮つてこれ
を選任することができる。

委員は正当な理由なくしてその任を辞することができ
なす。

委員が辞任しようとするときは理由を附し委員会の承
認を経て県会の許可を得なければならない。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。